

障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金 Q&A

NO	質問	回答
1	いつからの研修が対象となるのか？	該当年度の4月1日から翌年3月31日までに研修修了したものが対象となります。 受講開始日が4月1日以前であっても構いませんが、4月1日以前に修了したものは対象外となります。
2	既に研修を修了したもので、受講料の領収書を紛失している場合はどうすればよいか？	修了証書及び当該研修に要する費用を事業者が支払ったと分かるもの(振込通知等)を用意してください。
3	個人的に受講した場合も対象となるのか？	交付対象は、市内の障害福祉サービス事業者等ですので、個人への交付はできません。 ただし、個人(従業者)が支払った研修費用を、改めて事業者が個人(従業者)に支給し、事業者が負担した場合は、対象とします。 受講時の領収書及び事業者が個人に支払ったことがわかるもの(事業所通帳の該当箇所の写し、従業員の受領書等)の両方を用意してください。
4	再受講の場合も対象となるのか？ 複数の研修を受講する場合は対象となるのか？	同一人物が、過去に修了した同じ研修を再度受講する場合は、対象となりません。 同一人物であっても、新たに別の研修を受講する場合は、対象となります。 同一人物が、同一年度内に複数の研修を受講する場合、複数の研修分を申請しても構いません。
5	研修を受講していたが、都合により、修了に至らなかった場合は対象となるのか？	対象にはなりません。 改めて、受講する場合は対象とします。

NO	質問	回答
6	介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修は、高齢福祉室でも補助事業を実施しているが、どちらで申請すればいいのか？	高齢福祉室の補助事業についても対象となる事業所は、高齢福祉室・障がい福祉室のどちらで申請いただいてもかまいません。 ただし、同内容での申請はいずれか1回のみとなります。 なお、処遇改善加算等取得済みであれば、補助基準額が異なるため、高齢福祉室の補助事業をご活用ください。
7	雇用前の職員が研修を受けた場合は対象となるのか。	雇用前の職員が受けた研修も補助対象となりますが、申請時点では雇用されている必要があります。
8	研修を受講していたが、交付申請をする前に受講者が退職してしまった場合は対象となるのか？	対象にはなりません。 申請時点で雇用されている必要があります。 申請日時点での在籍を証する書類を添付してください。